

公立刈田総合病院の存続に向けて

住民の安全・安心を守るため 持続可能な刈田病院の構築を！

広報しろいし9月号で、公立刈田総合病院（以下「刈田病院」）に公設民営化を可能とする条例改正案が、刈田病院を運営する白石市外二町組合の臨時議会で否決されたこと、当面の資金確保のため1市2町で合計4億円（白石市は3億4,680万円）を追加負担することになったことをお知らせしました。

1市2町からの繰入金により9月の資金ショートは回避されましたが、依然として資金繰りが厳しい状況であることによりはありませぬ。3月には企業債や一時借入金返済などが控えています。国からの補助金や地方債の借入などは不透明です。

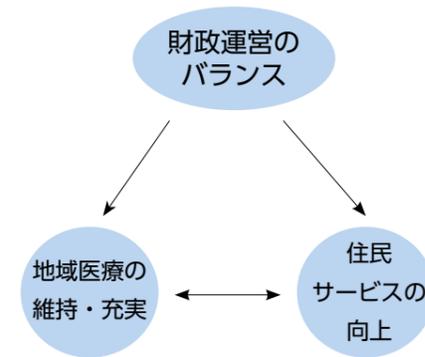
地域医療を何としても守らなければなりません。財源には限りがあります。無限ではない自治体の財源、大切な税金を扱う以上、白石市も持続可能な財政運営を考えながら、刈田病院への支援を行う必要があります。地域医療

への負担は必要なことですが、医療と同じように教育や保育、公共施設・インフラの整備や更新、商業、農業など他の事業も重要なものであり、さらには、白石市の発展に向けた投資とともに、自然災害の対応に備えた貯蓄なども必要です。厳しい経営状況が続けば、この将来への投資や備えに対して影響が出てくることは明らかです。刈田病院の経営の効率化は、医療提供体制を確保し、良質な医療を継続的に提供していくために、そして、持続可能な白石市の構築のために避けては通れない重要な課題です。

現在の体制のままでは、連携プランにのっとった経営改善策を講じたとしても「表」のような収支となることが見込まれています。新規事業などの収入確保策や、人件費・委託料の抑制といった支出削減策を達成できたとしても、約12億円の赤字が出てしまう予測となっています。令和3年

度に追加借入れとなれば、令和4年度以降の1市2町の必要額はさらに増えることとなります。国から白石市に入る地方交付税も、試算すると令和2年度は約2億7千万円ほどであり、病院の負担すべてに対して交付されているわけではありませぬ。

白石市としては、刈田病院を何とか守りたい思いで、さまざまな方策を検討しています。引き続き刈田病院の存続に向けて1市2町で協議してまいります。



●公設公営において、連携プランを実施した場合の令和4年度から10年間の公立刈田総合病院の収支シミュレーション

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
経常収支	-12.9億円									
企業債借入金返済	6.8億円	7.1億円	7.5億円	9.5億円	9.6億円	9.7億円	7.7億円	7.7億円	6.1億円	5.3億円
1市2町必要額	19.7億円	20.0億円	20.4億円	22.4億円	22.5億円	22.6億円	20.6億円	20.6億円	19.0億円	18.2億円

くらしのなかの 水道・下水道

～下水道のしくみ～

下水道マスコットキャラクター「スイスイ」



2カ月に1回、水道と下水道のしくみや事業についてお知らせしています。

今回は、下水道のしくみとその効果についてお知らせします。 ☎上下水道事業所 ☎25-5522

■下水道の役割

家庭や工場などから流す「汚水」と「雨水」を併せて「下水」と呼びます。本市では、汚水と雨水を別々の管で処理しており、その処理方式を「分流式下水道」と言います。

下水道は、皆さんが健康で安全・安心かつ快適な生活を送るためだけでなく、川や海などの水質が悪化することを防止し、豊かな自然環境を保全するために大きく役立っています。

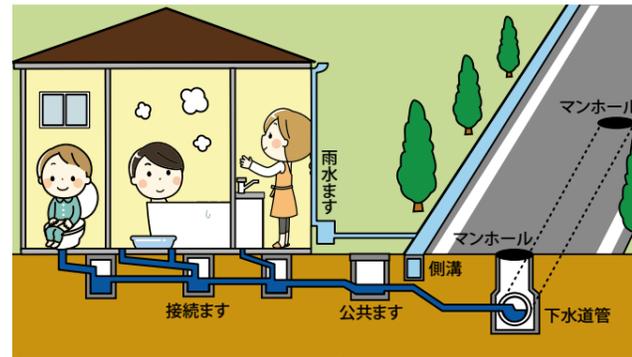
【下水道の効果】

- 雑排水が側溝に流れないので、悪臭の発生や伝染病を防ぎます。
- 汚水をきれいにして放流することで、海や川の水質の悪化を防ぎます。
- 市内に降った雨水を集めて、河川などに排除することで浸水被害を防ぎます。

■下水道には、「公共下水道」「農業集落排水」「合併浄化槽」があります

①公共下水道

本市の公共下水道は、昭和63年に供用を開始し、開始後30年以上経過しています。皆さんの家庭から排出された汚水は、敷地内に設置されている「公共ます」から、市で管理をしている「下水道管」を通り、岩沼市にある県南浄化センターで処理され、海に放流されています。※県南浄化センターの管理は宮城県で行っています。市町がそれぞれに処理するよりも効率的に一括処理できるので、コストの削減にもつながっています。



▲一般的な下水道のしくみ

②農業集落排水処理施設

農業振興地域として指定された地域などで、農業用排水の水質を保つために集合処理する汚水処理施設です。本市では、平成9年に斎川地区に、平成19年に越河地区にクリーンセンターを設置し、汚水の処理を行っています。処理されてきれいになった水は川へ放流しています。



▲越河地区クリーンセンター

③合併浄化槽（①、②以外の区域）

個人で家の敷地内に設置して、水洗トイレの排水だけでなく、台所やお風呂の生活排水も併せて処理する汚水処理施設です。保守点検、清掃、法定検査が義務づけられています。

初めて浄化槽を設置する、またはくみ取り式や単独浄化槽から合併浄化槽に変更する場合には、予算の範囲内で補助をしています。詳しくは上下水道事業所にお問い合わせください。